

## 法 情 報 学 (第3回)

弁護士 川 添 圭  
kawazoe@kondolaw.jp

### I 無権限者による法律行為（電子商取引における「なりすまし」）

#### 1 総論（電子商取引と無権限者の問題）

- ①電子商取引 = 本人による取引が前提（=代理人による法律行為の減少）  
→無権限者による取引は基本的に「なりすまし」が多い
- ②ECにおける本人確認手段が確立していないこと = 「なりすまし」対策の遅れ  
→現状ではID・パスワードによる管理が限界

#### 2 「なりすまし」のための手法

##### (1) カード・通帳類の盗取 = ピッキング盗の増加

##### (2) カード類の偽造

- ① スキミング（空き巣狙いによる犯行であっても、キャッシュカード等が盗まれなければ気付かないケースが多い）
- ② 磁気情報の解読
  - ・磁気情報の解読（古いキャッシュカードは磁気情報が暗号化されていない）
  - ・暗証番号の推測が容易（暗証番号を電話番号や生年月日等で管理する者が多い）

##### (2) フィッシング（Phishing）

- ① フィッシングの意義 = 「金融機関などからの正規のメールやWebサイトを装い、暗証番号やクレジットカード番号などを搾取する詐欺。」

- ② フィッシングの特徴：Webサイトの偽装 = ブラウザの拡張機能を用いる

<単純な例：リンクタグを利用する方法>

<A HREF="http://phishersite.com/">ここをクリック</A>

<少し複雑な例：URL拡張書式を利用する方法>

<http://www.yahoo.co.jp:cgi@phishersite.com/>

書式：http://〔①ユーザ名〕：〔②パスワード〕@〔③サイト名〕

<もっと複雑な例：MIMEエンコードによる文字列の隠蔽>

http://www.yahoo.co.jp:cgi%40%70%68%69%73%68%65%72%73%69%74%65%2E%63%6F%6D

（デコード後の文字列：http://www.yahoo.co.jp:cgi@phishersite.com）

(3) 個人情報等の漏洩

- ① 住所録・顧客情報の漏洩（特に金融機関）
- ② ウイルス・ワームによる漏洩（Antinny等）

## II 具体的問題 — 預金過誤払（不正請求）事件

### 1 問題の所在

#### (1) 預金過誤払の現状

##### ① 法律の規定（民478）

「債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ過失がなかったときに限り、その効力を有する。」

##### ② 現行の銀行取引約款

届出印と払戻請求書に押印された印影が一致した場合、及びCD・ATM操作時に預金者が事前に設定していた暗証番号と一致した場合、それにより現金が引き出されても金融機関は責任を負わない。

##### ③ 問題点＝偽造技術そのものの進歩、及び偽造の容易化（PCの高性能化等）

- ・印影の偽造 = わが国の「実印偏重主義」に対する警鐘
- ・約款の合理性 = 番号・印影の一致という単純・機械的作業で免責できるのか
- ・CD機，ATMの増加（＝店舗の減少）によるチェック機能の減退

#### (2) 預金過誤払が多発する理由

- ① スキミング・フィッシング等の増加（「情報窃盗」）
- ② 各種偽造技術の進歩とコストダウン
- ③ 実行者の組織化・潜在化（暴力団組織の関与，実行者をアルバイト等で集める）
- ④ 信販会社との比較＝チェック機能が甘い

### 2 不正請求に関する「過失」の有無

#### (1) 最高裁判例

##### ① 通帳と届出印・払戻請求書による場合

→事例に応じて金融機関の注意義務の内容を具体的に判断することが多い。

##### ・最判昭46・6・10民集25巻4号492頁

手形の印影と通帳届出印との印影が微妙に食い違っていた事案において，銀行は印影を厳密に確認すべきであったとして預金の支払の効力を否定。

##### ・最判昭42・12・21民集21巻10号2613頁

不正請求者は通帳を持参しなかったものの，届出印と払戻請求書の印影が一致すること，不正請求者が預金者である会社の経理主任で引出銀行の職員と面識があったこと等を理由に預金払戻を有効とした。

② キャッシュカードによる場合

・最判平5・7・19判タ842号117頁，判時1489号111頁

真正なキャッシュカードが使用され，正しい暗証番号が入力されていた場合は，銀行による暗証番号の管理が不十分等の特段の事情がない限り，約款上の免責条項は有効と判断。

③通帳と暗証番号でATMからの払戻が可能であった場合

・最判平15・4・8民集57巻4号337頁

預金通帳をATMに挿入する方法による預金の不正請求に関する事案で，機械払の方法による預金の払戻についても民478の適用があることを前提として，銀行が無過失であるためには，単に払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく，銀行が機械払システムの設置管理の全体について，可能な限度で無権限者による払戻しを排除しうよう注意義務を尽くしていたことを要するとした。

3 不正請求に対する防衛策

(1) 預金過誤払防止のためのルール作り

① 金融庁による試案＝「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ中間取りまとめ」

(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050331-3.pdf>)

<損失負担ルールに関する一般論>

- (ア) 偽造キャッシュカードによる損害は原則として金融機関が損失負担
- (イ) 預金者の責めに帰すべき重大な事由がある場合は預金者が損失負担
- (ウ) (イ)の事由の立証責任は金融機関側

<具体例>

(i) 預金者に故意がある場合

- ・家族，同居人，使用人による不正利用に起因する場合
- ・金融機関による調査に協力しない場合
- ・被害状況の届出等に虚偽があった場合

(ii) 預金者の重過失が問題となる場合

(a) 暗証番号の管理

イ 重過失を問題なく認定できる事情

- ・他人に暗証番号を知らせた場合
- ・暗証番号をカード上に書き記した場合

ロ 周辺事情を総合考慮して重過失の一要素になりうる事情

- ・暗証番号のメモ等をカードと一緒に保管，携帯した場合
- ・預金者自身の生年月日，預金者の自宅や勤務先の電話番号・住所など外部から容易に推察されうる番号を暗証番号として使用していた場合
- ・暗証番号と同じ番号を金融機関以外の取引で使用していた場合

(b) カードの管理

- ・預金者自らカードの占有を安易に第三者に移転した場合（預金者監視の下にキャッシャーにカードを手交する場合〔デビット決済〕などは除外）
- ・カードの占有を第三者に容易に奪われる状況においた場合（施錠可能なセーフティボックス等に保管した場合は除外）

(c) 金融機関への通知，口座の管理

- ・第三者による出金を知ってから金融機関に対して通知するまでに一定時間を経過した場合(24時間連絡窓口の設置と預金者への連絡先の告知が前提)
- ・第三者による出金に気づかないまま一定期間を経過した場合

② 金融機関側の対応＝金融庁の試案に基づく約款の見直しを検討中。

ただし、暗証番号を生年月日等としたというだけで補償の対象外とはしないとの見解（西川善文全銀協会長の会見）。

③ 問題点

i. キャッシュカードが盗取された場合の対応

→上記ルールはあくまで「偽造キャッシュカード」に対するもの

ii. 預金者の帰責事由の判断に関する事例の積み重ね

→上記ルールは金融機関と預金者との間の過失割合分担を認めることが前提

(2) 新しい認証システムの導入

① カードの偽造防止という観点からのアプローチ = ICカードの採用

<メリット> ・現在主流の「生カード」を用いた偽造カード被害を防止  
・ICチップの暗号強度が高い＝解読困難

<デメリット> ・偽造防止技術は将来必ず破られる（紙幣の例）  
・ICカード対応のCD，ATMの整備が困難（主としてコスト面）

② 本人確認を厳密に行うという観点からのアプローチ = 生体認証方式

<具体例> ・指紋認証，（指紋＋）静脈認証，角膜認証，顔認証 等  
・複合型（指紋＋角膜 等）

<問題点> ・生体認証もなりすましが不可能ではない（特に指紋）  
・コストが膨大，研究段階にとどまる技術が多く実用化に時間  
・生体認証システムでなりすましが可能になった場合の影響が甚大  
・利便性（本人以外による引出しが事実上困難）

(3) その他のアプローチ

① 預金引出限度額の引き下げ

② 暗証番号の自己管理